

John's House ~じょんのやど~

宿泊約款

適用範囲

第1条 John's House ~じょんのやど~（以下「当宿泊施設」に省略）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第1条2項 当宿泊施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み

第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

- イ. 宿泊者名
 - ロ. 宿泊日及び到着予定時刻
 - ハ. 宿泊者数
 - ニ. その他当宿泊施設が必要と認める事項（住所、電話番号、Eメールアドレスなど）
- 第2条2項 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第2条3項 宿泊客は当宿泊施設に宿泊契約の申込みを実行した時点で当宿泊施設の宿泊約款について理解し承諾したものとします。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当宿泊施設が申込みを承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として、当宿泊施設が定める宿泊予約サイトにて申込金を、当宿泊施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、第6条及び第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するにあたり、宿泊予約サイトがその旨を宿泊客に告知します。

宿泊契約締結の拒否

第4条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
2. 営業可能日数である年間180日を超えてしまう恐れのある時。
3. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
4. 予約成立後であっても宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
5. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるときハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

6. 宿泊しようとする者が当宿泊施設もしくは当宿泊施設従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
7. 宿泊しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
9. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
10. 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
11. 宿泊しようとする者が当宿泊施設にて喫煙行為をおこなうおそれがあるとき

宿泊客の契約解除権

第5条 宿泊客は、宿泊予約サイト内において自身で、宿泊契約を解除することができます。

第5条2項 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当宿泊施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、宿泊予約サイト内の規定内容に沿って、違約金を申し受けます第5条3項 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当宿泊施設の契約解除権

第6条 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
3. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
4. 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるときハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
5. 宿泊客が当宿泊施設もしくは当宿泊施設従業員に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
6. 宿泊しようとする者が騒音、泥酔等により他の宿泊客及び周辺住民に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
7. 当宿泊施設は全館禁煙を指定しているにもかかわらず、施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。

8. 一時的であると否にかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。
9. 館内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。
 - ・拳銃
 - ・刀剣類
 - ・著しく悪臭を発する物品
 - ・著しく大量の物品
 - ・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油）
 - ・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
 - ・その他、法令により所持が禁止されているもの
10. 当宿泊施設内の備品または物品を当宿泊施設の外に持ち出し、または当宿泊施設内の別の場所に移動したとき。
11. 建物または諸設備を故意に棄損する行為や、変更・改造・改変を行なおうとしたとき。
12. 当宿泊施設内で他の宿泊者、来訪者または従業員に対し、広告物、物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）または営業行為を行ったとき
13. 他の宿泊客及び周辺住民に対し著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。
14. その他当宿泊施設が定める利用規則に従わないとき。

第6条2項 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
3. 出発日及び出発予定時刻
4. その他当宿泊施設が必要と認める事項

第7条2項 宿泊客は第10条の料金の支払いを、予約サイト内にて以前に完了して頂き、それらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第8条 宿泊客が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、以下の通りとします。連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

チェックイン16：00～ /チェックアウト～10：00

第8条第2項 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトのお時間を過ぎた場合は同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。但しこの場合には最長2時間までとし、第10条4項に掲げる追加料金を申し受けます。

第8条3項 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客の都合にて任意に宿泊しなかった場合においても、その理由に関わらず宿泊料金は申し受けます。

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて宿泊施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第9条2項 当宿泊施設の営業時間等は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各書の表示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- 1.フロントサービス・・・・・・・・午前 8:00～午前 10:00、午後 4:00～午後 8:00
- 2.門限・・・・・・・・なし（但し、毎日午前 10:00 に玄関のロック解除番号が変わります）

第9条3項 前項の時間や内容については、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第10条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、宿泊予約サイト内に記載の通りとなります。

第10条2項 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊予約サイト内にて事前にお支払いいただきます。次のお客様をお迎えする準備のため、チェックアウトのお時間の延長はお断りさせていただきます。

第10条3項 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合及び客室利用後、任意に宿泊を中止した場合においても、全日分の宿泊料金を申し受けます。

当宿泊施設の責任

第11条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第11条2項 当宿泊施設は、消防機関からの点検を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第12条 当宿泊施設は年間180日という営業期間の縛りがあるため、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、その旨を早々にご連絡させていただきますので予めご了承ください。この件に関して当宿泊施設ではいっさいの賠償は致しません。

寄託物等の取扱い

第13条 宿泊客が当宿泊施設にお持ち込みになった現金並びに貴重品については当宿泊施設内においてお預かり・保管する場所がないため、お預かりすることは一切できません。特に現金並びにパスポートや貴重品類につきましては宿泊客自身の自己責任において管理ください。宿泊客自身における管理不十分な状況において、滅失、毀損、盗難、紛失、損失等に対して、その損害等は賠償いたしません。

第13条2項 宿泊客の持ち込まれた物品又は現金並びに貴重品若しくは携行品（当宿泊施設内の無人荷物置場に置かれた物品等も含む）については、客室及び館内での盗難、紛失、損失に対して、当宿泊施設は、その損害等は賠償いたしません。但し、当宿泊施設側の故意又は重過失による事由の場合はその限りではありません。その場合でも、宿泊客からあらかじめ種類、及び価格の明告のなかったものについては、3万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第14条 宿泊客からの宿泊に先立っての宅配便等による荷物の受け取りにつきましては保管場所がないことからお断りをさせていただきます。直接お荷物を送られても受け取ることが出来ませんのでご了承ください。また、各部屋の引戸は内側からの施錠は可能ですが、外からの施錠が出来ませんので手荷物や貴重品などは各自で責任を

以って保管ください。荷物の盗難・紛失などについて当宿泊施設では一切の責任を持つことが出来ませんので予めご了承ください。

第14条2項 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡するとともに対処方法について相談して対応させていただきます。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの飾磨警察署に届けます。

第14条3項 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第1項の場合にあっても、前項の場合にあっても第13条2項の規定に準じるものとします。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保障

第15条 宿泊客が、当宿泊施設従業員の指図、案内、掲示、緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害については、当宿泊施設は、その賠償はいたしません。

宿泊客の責任

第16条 宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは当該宿泊客には当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

免責事項

第17条 当宿泊施設内には Wi-Fi を設置しておりますが、宿泊施設内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当宿泊施設は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に際し、当宿泊施設が不適切と判断した行為により、当宿泊施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

付 則

この宿泊約款は、令和6年3月10日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。

但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。

以 上

個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口

John's House ～じょんのやど～